

2026年3月19日

燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 甲元 信宏
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置について（依頼）

本年3月19日から、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、緊急的に燃料油に対する支援を以下のとおり実施します。

- ・ ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分の補助を行います。
- ・ 軽油・重油・灯油については、ガソリンと同額の補助を行います。航空機燃料については、ガソリンの補助額の4割相当の補助を行います。
※ 軽油は、暫定税率が廃止されるまで、暫定税率相当の17.1円の補助を加えた額とする。

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が引き下がることになります。

元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、本措置の趣旨を踏まえ、適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくとともに、ガソリン等販売業者に対する差別対価や取引条件等の差別取扱いなど独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう法令遵守体制を確保していただきますようお願いいたします。

また、系列特約店等に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

- 卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
- 今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
- 資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 : 03-3501-1320
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 : 03-3581-3371